

# 商店街振興組合の運営の手引き(8)

## 総会の議決事項(前号より続き)

第44条 5 組合員(連合会にあっては、会員たる組合の組合員)の総数が政令で定める基準を超える組合は、監事のうち1人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前5年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社(組合が総株主(総社員を含む)の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む)の過半数を有する会社をいう。以下同じ)の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役員若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。

組合員の総数が政令で定める基準(1000人以上)においては、監事のうち1人以上は、員外監事を置く。この場合、員外監事は、組合員又は組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、かつ、その就任前5年間に当該組合又はその子会社の取締役、会計参与、執行役員若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。

第45条 2 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。  
組合と役員との関係について、改正前の第56条では商法の規定準用ということで、準用条文番号〔商法第254条の3(取締役と会社との関係)〕だけが示されていたものを、振興組合法の本条として書き起こす「正条文化」がなされた。そして、商法第254条の3自体が民法第3編「債権」第1章「総則」第10節の「委任に関する規定」(第643条～第656条)を準用する形であったが、直接、この規定を準用することとした。  
このため、組合の総会における役員選出手段に従って選出された理事又は監事候補者が就任を承諾(組合からの委任契約の申し入れに対する理事又は監事候補者の承諾)することによって委任契約が成立し、善良なる管理者の注意(善管注意義務)をもって組合から委任された事務を処理する義務を負うなど、委任の規定に従うこととされている。

第45条 3 次に掲げる者は、役員となることができない。  
1. 法人  
2. 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取扱いされている者  
3. この法律、会社法若しくは中間法人法(平成13年法律第49号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法(平成16年法律第75号)第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者  
4. 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く)

現行では役員の資格要件について特段の規定はないが、会社法の規定に違反し、刑の執行終了から2年を経過しない者等については役員となることが禁止される。

第46条 1 理事の任期は、2年以内において定款で定める期間とする。  
2 監事の任期は、4年以内において定款で定める期間とする。  
3 設立当時の役員(任期は、前2項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は1年を超えてはならない。  
4 前3項の規定は、定款によって、前3項の任期を任期中の最終決算期に関する通常総会の最終の時まで延長することを妨げない。  
5 前3項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。  
理事の任期については「2年以内において定款で定める期間」、監事については「4年以内において定款で定める期間」とされる。  
任期は確定年数をもって定款に記載すべきものである。ただし、「〇年」との記載方法のみが確定数ではなく、「理事〇年又は任期中の第〇回目の通常総会の最終の時までのいずれか短い期間」という記載の方法についても確定数として扱われる。

また、第4項は、「任期延長規定」であり、役員の任期を2年とする場合、2年を超える通常総会まで役員の任期を延長できることとする規定である。これは、役員は通常総会で選出されるが、通常総会の会日や年度によって異なることがあり得るので、この場合、役員の任期が通常総会の会日異なるのに応じて短縮又は延長され、常に通常総会の最終の時をもって満了するように定めるのが便宜とするものである。  
また、任期延長規定を定めることによって、通常総会において決算関係書類を承認するに当たって、決算期当時の役員に現任者としての説明の任に当たらせることができ、より適正な運営が期待できる。  
通常総会が所定の時期に開催されないときは、役員の任期がいつ満了するかに関して、総会の本来開催されるべき時期の経過によって当然に満了すると解されており(株式会社との取締役の任期に関する通説・判例)、任期延長規定のみで任期が不定とすることはできない。  
任期は、組合と役員との委任契約の存続期間であるから、一般の機関の計算に従い、その起算日は役員として就任した日の翌日とされている。  
また、設立当時の役員は役員は、創立総会において1年を超えない範囲内で定めた期間としなければならない(第3項)が、前述の任期延長規定により、定款に記載すれば、最初の通常総会の最終時までとすることができる。なお、合併によって設立された組合の初代役員の任期は最初の通常総会の日までである(第74条第2項)。

第46条 2 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。  
第46条 3 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を順守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。  
2 監事は、理事の職務の執行を監督する。この場合において、監事は経済産業省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。  
3 理事については会社法第357条第1項、同法第360条第3項の規定により読み替えて適用する同法第1項及び同法第361条の規定を、監事については同法第343条第1項及び第2項、第345条第1項から第3項まで、第381条(第1項を除く)、第382条、第383条第1項本文、第2項及び第3項並びに第384条から第388条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第345条第1項及び第2項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第382条中「取締役・取締役会設置会社」にあっては「取締役会」とあるのは「理事会」と、同法第384条中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第388条中「監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む)」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
4 組合員(連合会にあっては、会員たる組合の組合員)の総数が第44条第5項の政令で定める基準を超えない組合は、第2項の規定にかかわらず、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。  
5 前項の規定による定款の定めがある組合においては、理事については会社法第353条、第360条第1項及び第364条の規定を、監事については同法第389条第2項から第7項までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第2項、第3項及び第4項第2号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第46条 4 理事は民法の委任の規定に従い、善良なる管理者の注意をもって職務を執行する義務を負っているが、さらに高度な義務として、法令、定款、規約の定め、総会の決議を順守し、組合のため忠実に職務を執行する義務を負っている。

第46条 5 理事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 6 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 7 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 8 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 9 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 10 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 11 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 12 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 13 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 14 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 15 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 16 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 17 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 18 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 19 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 20 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 21 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 22 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 23 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 24 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 25 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 26 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 27 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 28 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 29 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 30 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 31 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 32 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 33 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 34 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 35 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 36 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 37 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 38 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 39 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 40 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第46条 41 監事は、組合員に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに組合員に報告しなければならない。6か月以上継続して組合員であるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。また、監事は、理事に対し、その選任を総会の目的とする旨の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。



大型モニターを備えた放物自転車予防緑化の現場で良い効果を生み出す(自由丘商店街見下り)

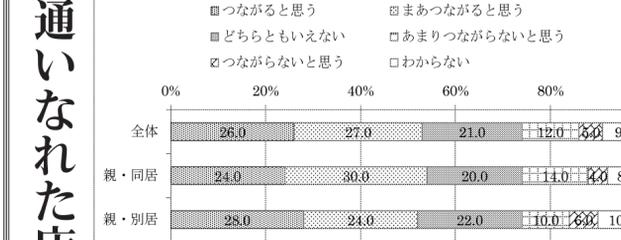
都・商店街リーダー塾スタート  
課題解決へ実践講習

講習会では、講師に中山雄次郎、自由丘商店街振興組合事務局長が、緑化事業や地区計画エリア設定による景観維持などの商店街見守りのポイントを紹介。実際に商店街を歩いての講義も実施された。講習会では、芸術家や文化人が集まる街としての自由丘の街の成り立ちに触れながら、「自由丘が

現場のノウハウ共有化

講習会では、講師に中山雄次郎、自由丘商店街振興組合事務局長が、緑化事業や地区計画エリア設定による景観維持などの商店街見守りのポイントを紹介。実際に商店街を歩いての講義も実施された。講習会では、芸術家や文化人が集まる街としての自由丘の街の成り立ちに触れながら、「自由丘が

### 「通いなれた店」の抑止に期待



「親が高齢者の者を対象としたアンケート調査結果」  
「通いなれた店に行くことが万引き機会減少につながる」と答えたのは、全体で26.0%、親・同居が24.0%、親・別居が28.0%。また、「どちらともいえない」と答えたのは、全体で27.0%、親・同居が30.0%、親・別居が24.0%。そして、「つながらないと思う」と答えたのは、全体で21.0%、親・同居が20.0%、親・別居が22.0%。

「親が高齢者の者を対象としたアンケート調査結果」  
「通いなれた店に行くことが万引き機会減少につながる」と答えたのは、全体で26.0%、親・同居が24.0%、親・別居が28.0%。また、「どちらともいえない」と答えたのは、全体で27.0%、親・同居が30.0%、親・別居が24.0%。そして、「つながらないと思う」と答えたのは、全体で21.0%、親・同居が20.0%、親・別居が22.0%。



外国人観光客から自らのルーツを探る。米国人まで、多様な参加者を集める。

### お年寄りの万引き防止

「親が高齢者の者を対象としたアンケート調査結果」  
「通いなれた店に行くことが万引き機会減少につながる」と答えたのは、全体で26.0%、親・同居が24.0%、親・別居が28.0%。また、「どちらともいえない」と答えたのは、全体で27.0%、親・同居が30.0%、親・別居が24.0%。そして、「つながらないと思う」と答えたのは、全体で21.0%、親・同居が20.0%、親・別居が22.0%。

「親が高齢者の者を対象としたアンケート調査結果」  
「通いなれた店に行くことが万引き機会減少につながる」と答えたのは、全体で26.0%、親・同居が24.0%、親・別居が28.0%。また、「どちらともいえない」と答えたのは、全体で27.0%、親・同居が30.0%、親・別居が24.0%。そして、「つながらないと思う」と答えたのは、全体で21.0%、親・同居が20.0%、親・別居が22.0%。

「親が高齢者の者を対象としたアンケート調査結果」  
「通いなれた店に行くことが万引き機会減少につながる」と答えたのは、全体で26.0%、親・同居が24.0%、親・別居が28.0%。また、「どちらともいえない」と答えたのは、全体で27.0%、親・同居が30.0%、親・別居が24.0%。そして、「つながらないと思う」と答えたのは、全体で21.0%、親・同居が20.0%、親・別居が22.0%。

「親が高齢者の者を対象としたアンケート調査結果」  
「通いなれた店に行くことが万引き機会減少につながる」と答えたのは、全体で26.0%、親・同居が24.0%、親・別居が28.0%。また、「どちらともいえない」と答えたのは、全体で27.0%、親・同居が30.0%、親・別居が24.0%。そして、「つながらないと思う」と答えたのは、全体で21.0%、親・同居が20.0%、親・別居が22.0%。

「親が高齢者の者を対象としたアンケート調査結果」  
「通いなれた店に行くことが万引き機会減少につながる」と答えたのは、全体で26.0%、親・同居が24.0%、親・別居が28.0%。また、「どちらともいえない」と答えたのは、全体で27.0%、親・同居が30.0%、親・別居が24.0%。そして、「つながらないと思う」と答えたのは、全体で21.0%、親・同居が20.0%、親・別居が22.0%。

### モデル事業11件を採択

大田区商連 観光や地域交流策  
大田区商店街連合会では、創意工夫や新しいアイデアの組み合わせを支援する「モデル事業」の採択先11件を決定した。採択先は以下の通り。

大田区商店街連合会では、創意工夫や新しいアイデアの組み合わせを支援する「モデル事業」の採択先11件を決定した。採択先は以下の通り。

大田区商店街連合会では、創意工夫や新しいアイデアの組み合わせを支援する「モデル事業」の採択先11件を決定した。採択先は以下の通り。

大田区商店街連合会では、創意工夫や新しいアイデアの組み合わせを支援する「モデル事業」の採択先11件を決定した。採択先は以下の通り。

大田区商店街連合会では、創意工夫や新しいアイデアの組み合わせを支援する「モデル事業」の採択先11件を決定した。採択先は以下の通り。

### 海外事情

伝統商業建築と店の物語が巡り  
「この階建て商業施設は、19世紀半ばにはニューヨーク最大の百貨店だった。今も、米国人、ヨーロッパ人、アジア人が集まる。伝統的な長屋が今の若手アーティストらに人気」

伝統商業建築と店の物語が巡り  
「この階建て商業施設は、19世紀半ばにはニューヨーク最大の百貨店だった。今も、米国人、ヨーロッパ人、アジア人が集まる。伝統的な長屋が今の若手アーティストらに人気」

伝統商業建築と店の物語が巡り  
「この階建て商業施設は、19世紀半ばにはニューヨーク最大の百貨店だった。今も、米国人、ヨーロッパ人、アジア人が集まる。伝統的な長屋が今の若手アーティストらに人気」

伝統商業建築と店の物語が巡り  
「この階建て商業施設は、19世紀半ばにはニューヨーク最大の百貨店だった。今も、米国人、ヨーロッパ人、アジア人が集まる。伝統的な長屋が今の若手アーティストらに人気」

伝統商業建築と店の物語が巡り  
「この階建て商業施設は、19世紀半ばにはニューヨーク最大の百貨店だった。今も、米国人、ヨーロッパ人、アジア人が集まる。伝統的な長屋が今の若手アーティストらに人気」